

公益財団法人長崎県市町村振興協会基金貸付細則

平成 25 年 4 月 1 日

細 則 第 2 号

改正 平成 28 年 2 月 3 日 細 則 第 1 号

改正 令和元年 10 月 28 日 細 則 第 1 号

改正 令和 3 年 2 月 10 日 細 則 第 1 号

改正 令和 8 年 2 月 18 日 細 則 第 3 号

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人長崎県市町村振興協会基金積立金運用規程（以下「規程」という。）第 4 条の規定に基づき、公益財団法人長崎県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町等に対して基金の資金（以下「資金」という。）を貸付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第 2 条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る届出をした地方債及び地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）を受けている市町等に対する一会計年度をこえる貸付をいう。

3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業)

第 3 条 協会の貸付対象事業は、別表に掲げる事業とする。

(貸付の要件)

第 4 条 資金の貸付を受けようとする市町等は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
- (2) 事業の計画が適切であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- (4) 長期貸付にあたっては、届出をした地方債及び地方債の同意等を受けているか、または当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められるものであること。

(貸付方法)

第 5 条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、貸付実行日における財政融資資金の貸付金利を基準として理事長が定める利率とする。ただし、当分の間、貸付利率の下限は、年0.11%とする。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあたっては12年以内（うち据置期間2年以内）、短期貸付にあたっては同一会計年度内とする。
- (3) 長期貸付に係る貸付日は毎年3月28日とし、償還日は毎年9月24日及び3月24日とする。ただし、当日が休日にあたるときは、その翌日とする。
- (4) 元金の償還方法は、長期貸付にあたっては半年賦元金均等償還の方法、短期貸付にあたっては、一括弁済の方法によるものとする。
- (5) 利息については、長期貸付にあたっては借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあたっては借入日の翌日から元金償還の日までの利息を協会に払い込むものとする。
- (6) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

(借入の申込)

第7条 資金の貸付けを受けようとする市町等は、別に定める期日までに次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
 - (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）
- 2 前項に定めるもののほか、協会は、当該市町等に対し、必要な書類の提出を求めることがある。

(貸付の決定)

第8条 協会は借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町等に対しては、借用証書（様式第5号又は様式第6号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町等に対しては、その旨を通知するものとする。

(貸付の実行)

第9条 市町等は、前条の借用証書に次に掲げる書類を添えて、貸付期日の2週間前までに、協会に提出するものとし、協会は、これと引き換えに資金を送付するものとする。

- (1) 長期貸付にあたっては予算書、起債同意書又は許可書及び届出書の写し短期貸付にあたっては一時借入金現在額調（様式第7号）
 - (2) その他協会が必要と認める書類
- 2 協会は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあたっては償還年次表

(様式第 8 号) を作成し、これを当該市町等に送付するものとする。

(事業計画の変更)

第 1 0 条 第 8 条の規定により借用証書を提出した市町等は、当該事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第 9 号)を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、借入額に変動を生じない場合は、承認を受ける必要はない。

(貸付金の償還)

第 1 1 条 協会は、資金の貸付に係る元利支払期日の 2 週間前までに、元利金払込通知書(様式第 1 0 号)を当該市町等に送付するものとする。

2 市町等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込むものとする。

(繰上償還)

第 1 2 条 協会は、資金の貸付を受けた市町等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部を繰上償還させることができる。この場合においては、協会は、繰上償還させようとする日の 1 0 日前までに当該市町等に対し、繰上償還通知書(様式第 1 1 号)を送付するものとする。

2 市町等は、貸付を受けた資金を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町等は、あらかじめ繰上償還申請書(様式第 1 2 号)を協会に提出するものとする。

(延滞利息)

第 1 3 条 協会は、借入市町等が償還金又は前条第 1 項の規定により、繰上償還すべき金額を支払期日までに支払わなかったときは、延滞元利金額につき年 1 0 パーセントの割合で、当該支払期日の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利息を徴収するものとする。

(事業の実施状況の報告及び検査)

第 1 4 条 協会は、資金の適切かつ効率的な運用を図るため必要があると認めたときは、貸付対象事業の実施状況について、借入市町等に対し必要な資料の提出を求め、又は当該職員をして実地に検査させることができる。

(委 任)

第 1 5 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この細則は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 3 日細則第 1 号)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 28 日細則第 1 号）

この細則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 10 日細則第 1 号）

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 18 日細則第 3 号）

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。